



阿蘇の環境がよくなりました



蘇れ!ふるさとの景観

河川敷に桜を植樹・尾ヶ石開発隊

地域づくり団体・尾ヶ石開発隊（五嶋義行会長他12人）が、跡ヶ瀬地区の旧黒川河川敷に30本の桜の木（ヨシノサクラ15本、ヤマザクラ15本）を植樹しました。この河川周辺は数年前までヤブが生い茂り、不法投棄があるなど問題視されていましたが、自ら率先し環境整備を行い

美化に努めました。おかげで年々景観も良くなり、地域の活性に大いにつながっています。

今回の桜の苗木は財団法人くまもと緑の財団の助成を受けています。



美しい印象をいつもいつまでも...

商工会青年部主体にクリーン作戦

国道212号（内牧から大観峰～スカイライン）約13kmの道路沿いのゴミを拾う「大観峰クリーンアップ作戦」が、4月14日の早朝から行われました。阿蘇町商工会青年部（杉本素一部長ほか60人）が主催し4年前から実施しているもので、商工会女性部や、旅館組合、企業、市議会議員なども参加し、行楽シーズン前のクリーン活動として取り組んでいます。今シーズンも半日をかけ、はな阿蘇美から大観峰へと歩き、観光地・阿蘇の美化に努めました。



人権尊重の明るい阿蘇市をめざして ～ 人権擁護委員制度をご存知ですか～

阿蘇市には、法務大臣が委嘱した8名の人権擁護委員がいます。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

笹原 謙友	（宮 地）	22 - 0231
林 秀峰	（宮 地）	22 - 0743
古木 春美	（坂 梨）	22 - 2625
實 袈裟人	（黒 川）	34 - 0160
江入美栄子	（跡ヶ瀬）	35 - 0125
亀井カヨ子	（小野田）	32 - 0226
迫 幹雄	（内 牧）	32 - 2441
岩瀬 國興	（波 野）	24 - 2356

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重の思想の普及高揚が強く求められ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより地域住民の中において国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

現在、法務省と全国人権擁護委員連合会では、21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して啓発活動重点目標を「育てよう一人一人の人権意識～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～」と定め、啓発活動を展開しています。